

# 知ってるかニャ？

行政書士でない者が、  
他人の依頼を受け、報酬を得て、  
官公署に提出する書類を  
業務として作成することは、  
法律違反なんだニャ。

(他の法律で特別の定めがある場合は除く)



頼れる街の法律家、行政書士にお任せください!

- ◎建設業許可申請・届出
- ◎経営事項審査申請
- ◎廃棄物処理業許可申請
- ◎風営法・飲食業許可申請
- ◎農地法許可申請・届出
- ◎開発許可申請

日本行政書士会連合会  
公式キャラクター ユキマサくん

暮らしやビジネスに役立つ行政手続きのスペシャリスト。



熊本県行政書士会

〒862-0956 熊本県熊本市中央区水前寺公園13番36号 熊本県行政書士会館

TEL.096-385-7300 FAX:096-385-7333